

窓口サービス課 ☎(235)4869

「コンビニ交付サービス」は、マイナンバーカードを使ってコンビニなどのマルチコピー機から証明書が取得できるサービスです。市役所に来庁することなく6時30分から23時まで、全国5万店以上で利用できます。

取得できる証明書と手数料

証明書	証明書交付手数料(1通)
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書	
戸籍附票* (全部・個人事項)	450円
戸籍(全部・個人事項)証明書*	

*本籍地が市外の方は、自治体にお問い合わせください。住所登録地が市外で本籍地が海老名市の方はマルチコピー機で事前登録が必要です。

利用時の注意

・海老名市に住所があり、「利用者証明用電子証明書」の暗証番号を設定したマイナンバーカードを所有している方が利用できます。
・個人情報保護のため、店舗従業員は説明や操作ができません。不明な点は窓口サービス課へお問い合わせください。

これがマルチコピー機です
画像は一例です



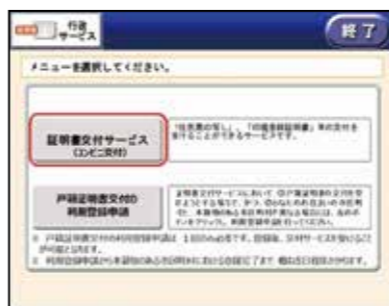
さまざまな機能が付いたコピー機です。画面で操作します。

**自動交付機を廃止
利用は令和3年2月28日まで**
市役所南側玄関に設置している自動交付機を、来月2月28日(日)を最後に廃止します。3月からの各種証明書の取得は、コンビニ交付サービスまたは窓口をご利用ください。

コンビニ交付サービス
利用方法

マルチコピー機の「行政サービス」を選択し、利用を開始します。

①「証明書交付サービス」を選択し、マルチコピー機のカード置き場にマイナンバーカードを置く



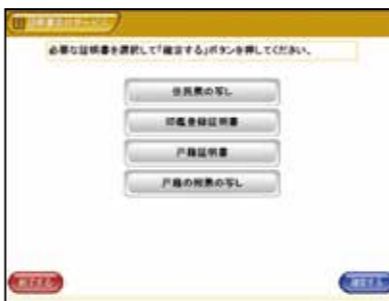
②必要な証明書を選択



③「利用者証明用電子証明書」の4桁の暗証番号を入力し、カードを取り外す



④証明書の種別を選択し、部数などを入力



⑤料金支払い後に、証明書が発行

マイナンバーカード
申請から受け取りまで

マイナンバーカードは、マイナンバーや顔写真などを記載したプラスチック製のカードです。コンビニ交付サービスのほか、公的な身分証明書としても利用できます。交付には約2カ月かかります。余裕を持って申請しましょう。

余裕を持って申請を



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

交付申請書を
準備する

平成27年に郵送した通知カードに付随の「交付申請書」の記載事項に変更がなければ、申請書IDや二次元コードを利用して申請できます。

紛失や記載事項に変更がある場合

新たな交付申請書が必要です。本人または同一世帯の方が手続きできます。

【窓口】本人確認書類*を持参してください。

【郵送】次の書類を郵送で窓口サービス課へ。郵送依頼書は市ホームページからダウンロードできます。

①郵送依頼書②返信用封筒(住所、宛名を記入および切手を貼付。切手は申請者3人まで84円。4人以上は94円)③代表者の本人確認書類*の写し

*本人確認書類…運転免許証・パスポートなど公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書1点、または健康保険証・年金手帳・預金通帳・診察券など「氏名・生年月日」「氏名・住所」が記載されたもの2点



申請する

申請は4つの方法があります。初回の発行は無料です。

パソコン

申請用サイトから顔写真データとともに申請。「交付申請書」に記載の申請書ID(23桁)が必要。



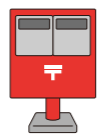
スマートフォン

「交付申請書」に記載の二次元コードを読み込み、顔写真データとともに申請。



郵送

「交付申請書」に、記入・押印し、顔写真を貼付。郵送で、〒219-8650日本郵便(株)川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センターへ。



市職員によるオンライン申請補助

市役所1階特設窓口で、職員のサポートを受けながら申請します。予約優先。

☎(月)~(金)9時~16時(12時~13時、祝日除く)

☎予約専用電話(☎235・5212)へ

☎通知カード・本人確認書類

受け取る

申請から約2カ月後に交付通知書などが自宅に届きます。必要書類を持参の上、本人が窓口サービス課にマイナンバーカードを受け取りに来てください。(月)~(金)は予約優先、土曜開庁日は完全予約制です。

